

福祉避難所における 新型コロナウイルス感染症対策について

福祉避難所には、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高い高齢者の方などが主に避難されるため、感染症対策が特に重要となります。

各市町村での福祉避難所開設に関する事前対策、運営にあたっては、「岐阜県避難所運営ガイドライン『新型コロナウイルス感染症対策編』」に加えて下記事項についてもご留意の上、対策の徹底をお願いします。

1 事前対策

- 避難者の占有スペースを2m間隔で確保することにより、既に福祉避難所として指定している施設では避難スペースが不足する場合に備えて、ホテル等の個室を確保しやすい宿泊施設や、他の避難者との接触の少ない学校の空き教室など、利用可能な施設の活用を検討します。
- 当該福祉避難所に必要な物資・器材や支援人材の確保、移送手段等についてあらかじめ検討しておきます。
- 発熱や体調不良のある方のための「専用スペース」を設置します。専用スペースへの動線は、居住スペースの動線と交差を避け、一方通行とするレイアウトを検討します。

【参考 県の支援制度】

・資器材等融通制度

福祉避難所における資器材及び備蓄品（資器材等）が不足した場合に、県が協定締結団体を通じて社会福祉施設に資器材等の融通を依頼し、支援を受ける制度。無償による提供又は一時的な貸与とし、原則として融通する施設が依頼元市町村（福祉避難所）へ運搬。

・岐阜県災害派遣福祉チーム（岐阜DCAT）

県内で災害救助法が適用される程度の災害が発生した際に、被災により避難した高齢者や障害者などの要配慮者が、避難所等で十分な福祉的支援を受けられるよう、市町村からの要請に基づき支援活動を行う福祉人材チーム。

2 初動期の対応

（1）移送時の対応

- 一般避難所から福祉避難所へ避難者を移送する際には、一般避難所において検温及び健康状態の確認を行い、福祉避難所への引継ぎを行います。【様式1】
- 移送中は換気に留意するとともに、数回に分けて避難者を移送するなど、車内が3

密にならないよう注意します。

- 使用した移送車は、移送後、手袋を着用し、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム液でハンドル、座席や手すり、ドアノブ、シートベルトの拭き掃除を行います。また、拭き掃除の前後には、手洗いや手指消毒を実施します。

(2) 事前受付の設置

- 福祉避難所への避難者は、基本的に移送元の一般避難所において発熱や体調不良のないことを確認済みであると想定されますが、避難者が施設へ直接避難してくる場合に備え、施設の前に事前受付を設置します。
- 事前受付では検温及び健康状態の確認を実施し、発熱や体調不良のある方は専用スペースに誘導します。【様式1】
- 外部からの支援者を受け入れる際にも、同様に検温及び健康状態の確認を行います。

3 展開期以降の対応

(1) 予防

- 事前受付を継続して設置し、人の出入りがあるたびに検温及び体調確認を実施します。
- 定期的に換気を実施するとともに、換気の際は、避難者の衣服等の温度調節に配慮します。
- 福祉避難所内の全員（避難者、避難所運営者、介助者や保健師等の支援者等）が、1日3回の検温及び健康チェック表による体調確認を実施します。【様式2】
- 避難者のうち要配慮者の健康状態については、利用している介護保険サービス事業所との情報共有や食事介助の際に体調確認を行うなど、体調の変化を見落とさないよう特に注意します。

(2) 避難者の状態に応じた感染予防

- マスクにより呼吸困難が生じる恐れのある方（呼吸器の疾患がある方、乳幼児等）やマスクを触ってしまうなど正しく着用できない方（幼児等）については、間仕切りの設置や手洗いなど他の感染症対策を実施するほか、避難所運営者や支援者等が、マスクとフェイスシールドを利用すること等により対応します。
- 車いすの車輪は、トイレ使用後に消毒します。

(3) 介助を行う際の感染対策

○避難者の介助を行う前には、必ず手洗いやアルコール消毒液を使用した手指消毒により、手指衛生を徹底します。また、感染源となるものに触れる場合には手袋等個人用感染防護具を着用します。

◆食事介助

- ・食事介助の前は、必ず手洗いやアルコール消毒を行い、手袋、マスク、フェイスシールド、エプロンを着用します。
- ・介助は1名ずつ、ななめ後ろから飲み込みの様子を観察しながら行います。
- ・むせやすい方の場合、あらかじめフェイスタオルを用意し、むせた場合には口をそっと覆います。介助者は上体を後ろに引くか、唾液などが飛ばない方向に体を反らすなど、唾液を浴びないようにします。
- ・一連で時間をおかず他の避難者の介助が必要になった際には、ほかの支援者に介助を依頼します。エプロン、手袋は原則1名毎に取り替えます。



◆清拭・入浴介助

- ・体調不良の避難者は清拭に変更する、入浴の順序を最後にする等の配慮を行います。
- ・正常でない皮膚などから浸出液が出ている場合など、入浴介助に際し体液に触れる可能性がある場合には、介助者は手袋・エプロンを着用します。また、浴室内の換気や手すりなどの消毒を徹底します。

◆排泄介助

- ・おむつ交換、ズボン等の着脱介助、ポータブルトイレの排泄物の処理時には、排泄物に直接触れなくても必ず使い捨て手袋とエプロン(またはガウン)を着用します。
- ・手袋は1ケアごとに取り替えるとともに、手袋を外した際には、手洗いやアルコール消毒を実施します。
- ・ポータブルトイレを使用した後は、洗浄し、次亜塩素酸ナトリウムで消毒します。

(参考：介護職員のための感染対策マニュアル (概要版))

【参考】

➤消毒の実施方法

- ・手すりや物品など、頻回に触れる場所を消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム液などで定期的に拭きます（最低1日1回以上）。

【よく触れるところの例】



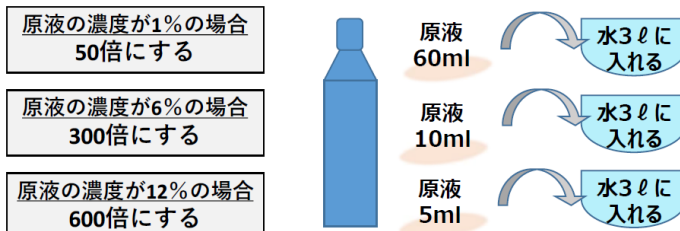
出典：高齢者介護施設における感染対策（第1版）

【消毒液（次亜塩素酸ナトリウム希釈液）の作り方（例）】

次亜塩素酸ナトリウムの原液濃度が製品によって異なるため、取扱いには注意します。

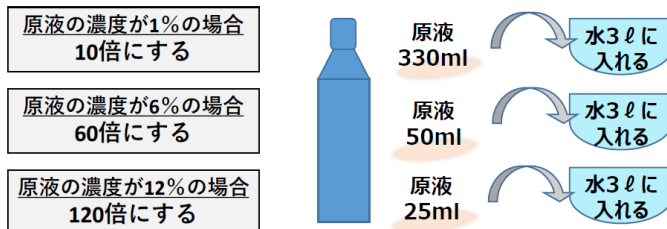
一般的な消毒（ドアノブ、トイレ、リネン類、調理器具等）

<0.02%次亜塩素酸ナトリウムの作り方>



排泄物、嘔吐物の消毒

<0.1%次亜塩素酸ナトリウムの作り方>

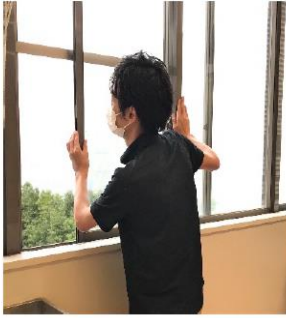


- ❖ 説明書をよく読んで使用しましょう。
- ❖ 消毒液は、定期的に使用期限を確認し、期限切れに注意しましょう。
- ❖ 消毒を実施する際は、窓を開けるなど換気を十分に行い、消毒液が直接皮膚に触れないように手袋等を使用しましょう。
- ❖ 作った消毒液は、時間がたつにつれて効果が落ちていきます。作り置きは1日分としましょう（冷暗所に保管し、早めに使用）。
- ❖ （目安）ペットボトルのキャップ2杯 = 10ml

出典：厚生労働省老健局 介護現場における感染対策の手引き（第1版）

【排泄物・嘔吐物処理の手順】

- 1 汚染場所に人が近づかないようにし、大きく窓を開けるなどして換気します



- 2 使い捨て手袋とマスク、エプロンを着用します



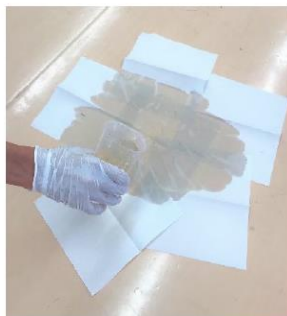
- 3 嘔吐物は、使い捨てのペーパータオル等で外側から内側におけて、静かに拭き取ります



- 4 使用したペーパータオル等はすぐにビニール袋に入れます



- 5 嘔吐物が付着していた床とその周囲を0.1%次亜塩素酸ナトリウムを染み込ませたペーパータオル等で覆うか、浸すように拭きます



- 6 使用したペーパータオル、手袋等はすぐにビニール袋に入れ、0.1%次亜塩素酸ナトリウムを染み込む程度に入れ、消毒します



- 7 ビニール袋の口をしっかりとしばります



- 8 処理後は、しっかりと手洗いをします



出典：感染対策普及リーフレット（厚生労働省老健局）

➤発熱、咳等の症状が出た方のための使用済みマスク等の捨て方

専用スペースでは、鼻水等が付着したマスクやティッシュ、おむつ等のごみを捨てる際は、以下のことに注意します。

**①ごみ箱にごみ袋をかぶせ、
いっぱいにならない
ようにしましょう!**

ごみは、いっぱいになる前に
早めに出しましょう。



**②ごみに直接触れることの
ないよう、しっかり縛って
出しましょう!**

ごみは、空気を抜いてから
しっかり縛って出しましょう。
万一、ごみが袋の外面に触れた
場合や、袋が破れている場合は、
ごみ袋を二重にしてください。



**③ごみを捨てたあとは
しっかり手を
洗いましょう!**

石けんを使って、
流水で
手をよく
洗いましょう。



出典：新型コロナウイルスなどの感染症対策のための避難所でのごみの捨て方について（環境省）

➤マスクの着脱方法

1 鼻と口を覆うように
着用しましょう



2 マスクにはウイルスが
ついている可能性があるため、紐をもって
そっと外しましょう



3 マスクの外側を下に
して清潔なティッシュ
等の上に置いて保
管します



4 次に使用するときも、
紐を持って、マスクの
外側や内側に触れな
ないようにしましょう



5 使った布マスクは一日
一回洗いましょう



6 水を飲む場合も、マス
クのゴムをもって、マス
クの外側や内側に触れ
ないようにしましょう



出典：感染対策普及リーフレット（厚生労働省老健局）

➤手袋の着脱方法

手袋の着脱方法



出典：感染対策普及リーフレット（厚生労働省老健局）

➤個人用感染防護具の着脱方法

使い捨てエプロン

外側の面が内側になるようにしてたたんで捨てます。



出典：感染対策普及リーフレット（厚生労働省老健局）

【参考文献】

- ・福祉避難所運営マニュアル作成指針～新型コロナウイルス感染症対策編～
(令和2年6月 徳島県保健福祉部)
- ・阿南市福祉避難所運営マニュアル「新型コロナウイルス感染症対策編」
(令和2年10月 阿南市危機管理部)
- ・社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)
(令和2年10月15日 厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡)
- ・社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止等チェックリスト
(令和2年10月22日時点)
- ・介護現場における感染対策の手引き(令和2年10月 厚生労働省老健局)
- ・高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版
(2019年3月 厚生労働省)
- ・介護職員のための感染対策マニュアル(概要版)
(令和2年10月 厚生労働省老健局)
- ・感染対策普及リーフレット(令和2年10月 厚生労働省老健局)
- ・高齢者介護施設における感染対策(第1版)
(2020年4月3日 一般社団法人日本環境感染学会)
- ・新型コロナウイルスなどの感染症対策のための避難所でのごみの捨て方について
(環境省作成チラシ)
- ・廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A
(令和2年8月19日 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課・
廃棄物規制課)